

平成25年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成25年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年5月30日

江別市監査委員 松本紀和
江別市監査委員 岡村繁美

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
学校教育課	<p>【就学援助の認定について】</p> <p>同一世帯の収入認定において、「不認定」であるにも関わらず「認定」と「不認定」の重複判定をし、誤った「認定」判定に基づき24年度の就学援助費を誤支給している。</p> <p>就学援助の認定にあたっては、江別市就学援助取扱要綱及び同要綱運用方針に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>このことについて、該当者に理由を説明し、謝罪するとともに、誤支給した給付金の返還について依頼したところ、平成26年2月12日、該当者から給付金の誤支給分全額の返還があった。</p>

掲示期限：平成26年6月12日